平成２９年（フ）第１２５号
群馬県太田市東別所町351番地４
債務者　小屋　由香
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第６４号
新潟県上越市安江３丁目９番３－235号　市営安江住宅２号棟235号
債務者　大滝　美姫
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３３７号
静岡県田方郡函南町平井1753番地の25　ヘルシーマンションオリーブヒル114
債務者　堀田　一希
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３４３号
静岡県伊豆の国市古奈614番地の１　サニーハイツ　106号
債務者　小林　道代
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６５号
名古屋市東区泉１丁目４番３号　ｃｈａｎｇｕⅢ泉1002号、従前の住所名古屋市中村区草薙町１丁目４番地　コダテックスＥ棟
債務者　齊藤　芳美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７号
三重県多気郡明和町大字新茶屋443番地19　ヴェルドミール101号室
債務者　河邉　加織
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第４９号
三重県松阪市鎌田町155番地
債務者　福原利成こと　韓　　成輝
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第３８号
京都府福知山市前田949－５　コートシップ101号室、住民票上の住所京都府舞鶴市字上安1002番地
債務者　滝本　恭子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第２８４９号
大阪市住之江区御崎１丁目２番10号
債務者　片桐　美加（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３００３号
大阪府寝屋川市池田西町４番13－103号
債務者　後藤　　真
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４０７号
大阪府四條畷市楠公２丁目６番35号　ビューハイツ楠公205
債務者　松下　武弘
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６１３号
大阪府門真市朝日町22番６－216号
債務者　西増　有豊
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７４４号
大阪市平野区平野宮町１丁目７番２号管理事務室
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７９３号
大阪市平野区平野宮町１丁目７番２号　管理事務室
債務者　山本　浩二
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０３号
大阪府高槻市前島１丁目36番１号　エイペックスひろの、前住所大阪府高槻市登町19番Ｂ23－608号
債務者　加藤　貞代
法定代理人成年後見人　金　　啓彦
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８９７号
大阪府大東市灰塚５丁目３番３号　アルファ灰塚102号
債務者　勝浦　一博
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９５５号
大阪市旭区高殿７丁目１番22－704号
債務者　海谷　俊幸
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部